

令和 2年 11月 15日

第837号



ヤマダ総合公認会計士事務所

代表 山田 良平

〒124-0012

東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル

TEL : 03-3694-6091 FAX : 03-3691-6680

ミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

国税庁、HP上に「インボイス特設サイト」をオープン

消費税の仕入税額控除の方式としてインボイスを発行できる適格請求書発行事業者の登録申請受付開始まで1年を切った本年10月14日、国税庁はHP上に「インボイス特設サイト」をオープンしました。

同サイトは、消費税法改正に伴い、令和5年10月から導入される適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）では、適格請求書を交付できるのは「適格請求書発行事業者」に限られ、適格請求書発行事業者の登録は原則として令和3年10月1日から令和5年3月31日までの間に、納税地の税務署長へ申請書を提出する必要があることから、事業者に各種情報を提供することを目的に開設されました。

オープン時のサイト内では、インボイス制度の概要等の説明や関係通達のほか、インボイス制度の概要を動画にした「Web-Tax-TV」、質問・相談に対応する軽減コールセンター（消費税軽減税率電話相談センター）の案内、適格請求書発行事業者の登録申請手続きが掲載されています。

なお、インボイス制度に関する一般的な相談は、無料の専用ダイヤル0120-205-553を開設しており、土日祝を除く午前9時から午後5時まで受け付けています。国税庁では今後、同サイトでインボイス制度に関する最新情報を随時掲載していく予定です。

* 詳細はこちらからご確認いただけます。

「インボイス制度について」（国税庁）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>